

資料

イタリア憲法裁判所関係法令集

田 近 肇

目 次

はじめに

1. 憲法及び憲法的法律

1-1. イタリア共和国憲法（抄）

1-2. 1948年2月9日憲法的法律第1号「憲法裁判所の合憲性の裁判及び独立性の保障に関する諸規範」

1-3. 1953年3月11日憲法的法律第1号「憲法裁判所に関する憲法の補充規範」

1-4. 1967年11月22日憲法的法律第2号「憲法第135条の改正及び憲法裁判所に関する諸規定」

2. 法 律

2-1. 1953年3月11日法律第87号「憲法裁判所の構成及び運営に関する諸規範」

2-2. 1962年1月25日法律第20号「弾劾の手続及び裁判に関する諸規範」

2-3. 1970年5月25日法律第352号「憲法が定める国民投票及び国民発案に関する諸規範」（抄）

3. 憲法裁判所規則

3-1. 1966年1月20日憲法裁判所決定「憲法裁判所一般規則」

3-2. 2008年10月7日憲法裁判所決定「憲法裁判所における裁判に関する補充規範」

はじめに

本稿は、イタリアの憲法裁判所制度の研究に資するため、関連法令を翻訳したものである。イタリア憲法裁判所の関連法令については、すでに本誌上において、井口文男教授が主要なものを網羅的に収録した翻訳を公表しておられ（井口文男「試訳・イタリア憲法院関連法規」岡山大学法学会雑誌41巻1号（1991年）245頁）、新たな翻訳は屋上に屋を架す

結果とならないかとおそれるが、反面で、井口訳からすでに20年以上が経過している。それゆえ、その間になされた少なからぬ改正を反映させるとともに、全体にわたって改善を試みた翻訳を新たに公表することには一定の意義があると考ええる。

憲法裁判所関連法令としてどの範囲の法令を訳出するかは、憲法裁判所 HP (<http://www.cortecostituzionale.it/>) を参考にして決定した。また、法令のテキストは、Pasquale Costanzo (a cura di), *Codice di giustizia costituzionale*, G. Giappichelli, 2009, Massimo Siclari (a cura di), *Norme relative ai giudizi di competenza della Corte costituzionale*, 3^a ed., Aracne, 2010 及び Elena Malfatti, Saulle Panizza & Roberto Romboli (a cura di), *Giustizia costituzionale - Atti normativi*, G. Giappichelli, 2011 を参照して確定した。なお、大統領の弾劾や法律の廃止的国民投票に関する憲法典の規定は収録しなかったため、それらについては、初宿正典＝辻村みよ子編『新解説世界憲法集【第2版】』(三省堂, 2010年) 127頁以下(井口文男訳)を参照されたい。

こうした法令の翻訳資料を作成する場合、制度の簡単な紹介が付されることが少なくない。しかし、イタリアの憲法裁判所制度がどのようなものかについては、「近いうち」に別稿を予定しているので、そちらに譲ることにしたい。

本稿にも、翻訳には付き物の誤訳や勘違いが不可避的に含まれていると思われる。ご叱正を請う次第である。

1. 憲法及び憲法的法律

1-1. イタリア共和国憲法 (1947年12月22日憲法制定議会議決, 1948年1月1日施行) (官報1947年12月27日第298号) (抄)

第2部 共和国の組織

第5章 州, 県, 市町村

第123条〔州憲章〕 [1] ① 各州は、憲法に適合するようにその統治形体並びに組織及び運営の基本原則を定める一の憲章を有する。州憲章は、州の法律及び行政措置に関する州民発案権及び州民投票の行使並びに州の法律及び規則の公布を規律する。

② 州憲章は、州議会が、その議員の絶対多数で、少なくとも2か月の期間において連続して2回議決することで可決した法律により採択し、改正する。この法律には、政府監察官の承認の添付を要しない。共和国政府は、州憲章に関する合憲性の問題を、その公布から30日以内に憲法裁判所に対して提起することができる。

③ 州憲章は、その公布から3か月以内に州の選挙人の50分の1又は州議会議員の5分の1が請求するときは、州民投票に付す。州民投票に付された憲章は、有効投票の過半数で承認されなるときは、審署されない。

④ すべての州において、州憲章は、州と地方公共団体との間の協議機関である地方自治

評議会に関する規律を定める。[2]

[1] 本条は、1999年11月22日憲法的法律第1号第3条によって、このように改正された。

[2] 第4項は、2001年10月18日憲法的法律第3号第7条によって追加された。

第127条〔州法律に関する合憲性審査〕 [1] ① 共和国政府は、州の法律が州の権限を越えると認めるときは、その公布から60日以内に憲法裁判所に対して合憲性の問題を提起することができる。

② 州は、国又は他の州の法律又は法律の効力を有する行為が自らの権限の領域を侵していると認めるときは、その法律又は法律の効力を有する行為の公布から60日以内に合憲性の問題を憲法裁判所に対して提起することができる。

[1] 本条は、2001年10月18日憲法的法律第3号第8条によって、このように改正された。

第6章 憲法保障

第1節 憲法裁判所

第134条〔憲法裁判所の権限〕 憲法裁判所は、次の事項を裁判する。

国及び州の法律及び法律の効力を有する行為の合憲性に関する争い

国の諸権力の間の権限争議並びに国と州との間及び各州の間の権限争議

憲法の定めにより共和国大統領 [1] に対して提起された弾劾

[1] 1989年1月16日憲法的法律第1号第2条によって「及び大臣」の語が削除された。

第135条〔憲法裁判所の構成〕 [1] ① 憲法裁判所は15人の裁判官で構成する。その3分の1は共和国大統領が、3分の1は国会が合同会議で、残りの3分の1は最高通常裁判機関及び最高行政裁判機関が任命する。

② 憲法裁判所の裁判官は、退職した者も含めて上級通常裁判機関及び上級行政裁判機関の裁判官、大学の法律学の正教授並びに20年の職歴を有する弁護士の中から選出する。

③ 憲法裁判所の裁判官は、それぞれについて宣誓の日から9年の任期で任命され、再任されない。

④ 憲法裁判所の裁判官は、任期の終了により職務を解かれ、職権の遂行を停止する。

⑤ 憲法裁判所は、法律で定める規範に従ってその構成員の中から長官を選出する。長官は、その任期を3年とし、再選が許される。ただし、裁判官としての任期は変わらないものとする。

⑥ 憲法裁判所の裁判官の職は、国会議員及び州議会議員の職、弁護士としての職業の遂行並びに法律で定めるあらゆる職務及び職と両立しない。

⑦ 共和国大統領 [2] に対する弾劾の裁判においては、憲法裁判所の正規の裁判官に加えて、国会が9年ごとに作成する、元老院議員の被選挙資格を有する市民の名簿から抽選で選出され、正規の裁判所の裁判官の任命について定めるのと同じ方法で選任される16人の構成員が参加する。

[1] 本条は、1967年11月22日憲法的法律第2号第1条によって、このように改正された。

[2] 1989年1月16日憲法的法律第1号第2条によって「及び大臣」の語が削除された。

第136条〔違憲判決の効力〕① 憲法裁判所が法律又は法律の効力を有する行為の規範が違憲であると宣言したときは、その規範は、判決の公布の日の翌日から効力を失う。

② 憲法裁判所の判決は、これを公布し並びに両議院及び関係する州議会に通知し、両議院及び関係する州議会は、必要と認めるときは憲法に適合するよう措置をとる。

第137条〔法律への委任、判決の終局性〕① 合憲性に関する裁判の提起の条件、形式及び期間並びに憲法裁判所の裁判官の独立性の保障は、憲法的法律で定める。

② 憲法裁判所の組織及び運営に必要なその他の規範は、通常法律で定める。

③ 憲法裁判所の判決に対しては、上訴を認めない。

1-2. 1948年2月9日憲法的法律第1号「憲法裁判所の合憲性の裁判及び独立性の保障に関する諸規範」(官報1948年2月20日第43号)

第1条〔国の法律等の前提問題型審査〕共和国の法律又は法律の効力を有する行為に関して裁判の進行中に職権により指摘され又は当事者の一方により提起された合憲性の問題であって、裁判官によって明白に理由がないと判断されなかったものは、憲法裁判所の裁判のため憲法裁判所に移送する。

第2条〔国の法律等の主要問題型審査、州の法律の前提問題型・主要問題型審査〕① 州は、共和国の法律又は法律の効力を有する行為が憲法により自らに付与された権限の領域を侵害していると認めるときは、州参事会の議決により、その法律又は法律の効力を有する行為の公布から30日以内に合憲性の訴えを憲法裁判所に提起することができる。

② 州の法律は、前条及び憲法第127条に定める場合と形式によるほか、その法律によって自らの権限を侵害されたと認める他の州も、違憲性を理由に異議を唱えることができる。この訴えは、州参事会の議決に基づき、当該法律の公布から60日以内に申し立てる。

第3条〔裁判官の身分保障〕① 〔削除〕[1]

② 憲法裁判所の裁判官は、突然の身体の故障若しくは民事上の無能力又はその職権の遂行における重大な懈怠を理由とする憲法裁判所の裁判によらなければ、その職を免ぜられ又は停止されない。

③ 憲法裁判所の裁判官は、在任中、憲法第68条第2項において両議院の議員に付与されている免責特権を享受する。同条同項に定める許諾は、憲法裁判所が与える。

[1] 第1項は、1967年11月22日憲法的法律第2号第7条により削除された。

第4条〔施行〕この憲法的法律は、共和国官報への公布の翌日から施行する。

1-3. 1953年3月11日憲法的法律第1号「憲法裁判所に関する憲法の補充規範」(官報1953年3月14日第62号)

第1条〔職権の行使〕憲法裁判所は、憲法典、1948年2月9日憲法的法律第1号及びそれ

らの憲法的規範を最初に施行するために制定される通常法律で定める形式、制限及び条件の下で、その職権を行使する。

第2条〔廃止的国民投票の適法性の裁判〕① 憲法第75条に基づき提案された廃止的国民投票の請求が同条第2項に照らして適法か否かの裁判は、憲法裁判所に属する。

② この裁判の方法は、国民投票の実施を規律する法律で定めるものとする。

第3条〔削除〕[1]

[1] 本条は、1967年11月22日憲法的法律第2号第7条により削除された。

第4条〔削除〕[1]

[1] 本条は、1967年11月22日憲法的法律第2号第7条により削除された。

第5条〔裁判官の免責〕憲法裁判所の裁判官は、その職権の遂行中に表明した意見及び行った表決について責任を問われず、訴追されない。

第6条〔裁判官の報酬〕憲法裁判所の裁判官は、通常裁判所の最上位の裁判官の報酬を下回らない報酬であって、法律で定める月額の報酬を受ける。

第7条〔裁判官の免職・停職〕憲法裁判所の裁判官は、会議に出席した構成員の3分の2の多数による憲法裁判所の議決によってのみ、1948年2月9日憲法的法律第1号第3条に基づいてその職を免じ又は停止することができる。

第8条〔裁判官の失職〕6か月にわたってその職務を遂行しない憲法裁判所裁判官は、その職を失う。

第9条〔裁判手続の短縮〕憲法裁判所の長官は、必要と認めるときは、理由を付した処分により、裁判手続の期間を2分の1まで短縮することができる。

第10条〔削除〕[1]

[1] 本条は、1967年11月22日憲法的法律第2号第7条により削除された。

第11条〔参審裁判官の身分保障〕第5条及び第6条の規定は、憲法第135条第7項に従い国会が選任する市民に対しても、その者が憲法裁判所でその職権を遂行する期間に限って、適用する。

第12条〔大統領の弾劾〕[1]① 国家反逆罪及び憲法侵害罪を理由とする共和国大統領の弾劾の訴追は、各議院の規則が定める共和国元老院の訴追許諾審査会の委員及び代議院の訴追許諾審査会の委員で組織する一の委員会の報告に基づいて、国会が合同会議で議決する。

② 第1項に定める委員会は、共和国元老院の審査会の長又は代議院の審査会の長が立法期ごとに交替で主宰する。

③ 第1項の規定は、内閣総理大臣、大臣その他の者が憲法第90条に定める犯罪に関与した場合にも適用する。

④ 共和国大統領の弾劾の訴追が議決されたときは、憲法裁判所は、その職務の停止を命じることができる。

[1] 本条は、1989年1月16日憲法的法律第1号第3条に従いこのように改正された。

第13条〔追行委員の選出〕① 国会は、共和国大統領の弾劾の訴追において、弾劾を追行

する1名又は複数名の委員（この委員は、議員であってもよい。）を合同会議で選任する。[1]

- ② 追行委員は、憲法裁判所において検察官の職権を遂行し、すべての予備手続に立ち会
う権能を有する。

[1] 第1項は、1989年1月16日憲法的法律第1号第12条に従いこのように改正された。

第14条 〔削除〕[1]

[1] 本条は、1989年1月16日憲法的法律第1号第12条に従い削除された。

- 第15条**〔弾劾裁判〕① 憲法裁判所は、共和国大統領が犯した憲法侵害罪及び国家反逆罪
について、有罪判決を宣告する場合、犯罪行為の時点で効力を有していた法律が定める
刑の上限の範囲内で刑事制裁を決定し、犯罪行為に相応する憲法上、行政上及び民事上
の制裁を決定する。

- ② 〔削除〕[1]

[1] 第2項は、1989年1月16日憲法的法律第1号第12条に従い削除された。

経過規定 〔省略〕

**1-4. 1967年11月22日憲法的法律第2号「憲法第135条の改正及び憲法裁判所に関する諸
規定」**（官報1967年11月25日第294号）

第1条〔憲法第135条の改正〕 〔省略。憲法第135条を参照〕

- 第2条**〔裁判官及び参審裁判官の資格審査〕 憲法裁判所は、その構成員の絶対多数で議決
することにより、その固有の裁判官及び憲法第135条第7項に従い国会が選任する市民の
就任資格要件の存否を確認する権限を有する。

- 第3条**〔国会任命の裁判官〕 国会が任命する憲法裁判所の裁判官は、国会が両議院の合同
会議で、秘密投票により、議員の3分の2の多数で選任する。第4回目以降の投票にお
いては、構成員の5分の3の多数で足りるものとする。

- 第4条**〔最高裁判機関任命の裁判官〕① 最高通常裁判機関及び最高行政裁判機関が任命
権を有する憲法裁判所裁判官の選任は、法律が定める規範に従って行い、その選任にお
いては、最も多くの票を獲得した者であって合議体構成員の絶対多数に達した者を当選
者と宣言する。

- ② 第1回目の投票において前項に定める多数に達した者がいないときは、選任すべき裁判
官の2倍の候補者を得票の上位の者から定め、この候補者の間での決選投票を翌日に行
う。この場合、相対多数を獲得した者を当選者と宣言する。

- ③ 得票数が等しいときは、年長の者を当選者と宣言し又は年長の者が決選投票の候補者
となる。

- 第5条**〔裁判官の空席の補充〕① 憲法裁判所長官は、任期の終了以外の理由によって裁
判官の職務の停止が生じたときは、後任に関して権限を有する機関にこれを直ちに通知
する。

- ② いかなる理由によるものであれ、裁判官の空席が生じたときは、空席が生じた日から1か月以内に後任を選任する。

第6条〔本法施行以前に任命された裁判官の地位〕① この法律の施行前に任命された憲法裁判所の裁判官は、それぞれについて宣誓の日から12年間その職にとどまり、再度任命されることはない。

- ② 前項の場合、憲法第135条第4項の規定を適用する。

第7条〔廃止規定〕① 憲法の経過規定第7条第3項、1948年2月9日憲法的法律第1号第3条第1項、1953年3月11日憲法的法律第1号第3条、第4条及び第10条並びに1953年3月11日法律第87号第3条第1項及び第2項及び第6条第4項は、廃止する。

- ② この憲法的法律に反し又はこの憲法的法律と両立しない他の規定もすべて廃止する。

2. 法 律

2-1. 1953年3月11日法律第87号「憲法裁判所の構成及び運営に関する諸規範」(官報1953年3月14日第62号)

第1編 憲法裁判所の構成

第1条〔裁判官の員数〕 憲法裁判所は、15人の裁判官で構成し、最高通常裁判機関及び最高行政裁判機関が5人、国会が合同会議で5人、共和国大統領が5人を任命する。

第2条〔最高裁判機関による任命〕① 最高通常裁判機関及び最高行政裁判機関が任命権を有する憲法裁判所裁判官は、次のように選任する。

- a) 破毀院長が主宰し、破毀院付検事長、破毀院部長、破毀院付上席検事、破毀院評定官及び破毀院付検事より成る合議体から3人。
 - b) 国務院長が主宰者し、国務院部長及び国務院評定官より成る合議体から1人。
 - c) 会計院長が主宰し、会計院部長、会計院評定官、会計院付検事長及び会計院付検事より成る合議体から1人。
- ② 各合議体の構成員は、当該合議体が選任すべき裁判官の数と等しい数の候補者に投票することができる。この数を超える氏名は、記載されなかったものとみなす。
- ③ 選任された者の氏名は、各合議体の長から憲法裁判所長官、国会の両議院の議長及び共和国大統領に直ちに通知する。

第3条〔国会による任命〕① 〔削除〕[1]

② 〔削除〕[2]

- ③ 投票の度に、前二項にそれぞれ定める多数に到達した者を、順次、当選者と宣言する。
- ④ 国会が選任した裁判官の氏名は、代議院議長から共和国大統領及び憲法裁判所長官に直ちに通知する。

[1] 第1項は、1967年11月22日憲法的法律第2号により削除された。

[2] 第2項は、1967年11月22日憲法的法律第2号により削除された。

第4条〔大統領による任命〕① 共和国大統領が任命権を有する憲法裁判所裁判官は、大統領令で任命する。

② この大統領令には、内閣総理大臣が副署する。

第5条〔裁判官の就任宣誓〕憲法裁判所の裁判官は、その職務を帯びるのに先立って、国会の両議院の議長の下、共和国大統領の面前で、憲法及び法律を遵守することを宣誓する。

第6条〔憲法裁判所長官〕① 憲法裁判所は、その構成員の過半数の賛成で長官を選任する。過半数に到達した者がいない場合は、再投票を行う。再投票によっても過半数に到達した者がいない場合は、得票の上位の候補者の間で決選投票を行い、過半数に到達した者を当選者と宣言する。

② 得票数が等しいときは、先任の者を当選者と宣言し、これがないときは、年長の者を当選者と宣言する。

③ この任命は、選任された長官自身が共和国大統領、国会の両議院の議長及び内閣総理大臣に直ちに通知する。

④ 〔削除〕[1]

⑤ 長官は、就任後直ちに、事故のある場合に必要な期間中自らを代理する裁判官を1名指定する。

[1] 第4項は、1967年11月22日憲法的法律第2号により削除された。

第7条〔兼職禁止〕① 憲法裁判所の裁判官は、公的又は私的な他の職又は仕事に就き又はこれを維持することができず、専門的、商業的若しくは工業的な活動を営み又は営利的な目的を有する会社の取締役若しくは監査役の職務を行うことができない。

② 上級通常裁判機関及び上級行政裁判機関の現職の裁判官又は大学教授である憲法裁判所裁判官は、憲法裁判所に所属する間、その職権の遂行を続けることができない。

③ 前項に掲げる者は、憲法裁判所裁判官の職にとどまる期間中、退職年齢に達するまで、非正規の地位におかれるものとする。

④ 大学の正教授は、憲法裁判所裁判官の職務を終了すると同時に、以前に勤務していた大学に定員外の正規教員として復帰する。ただし、大学の正教授は、大学の正規教員に復帰したときは、3か月以内に、これを同じ大学の他の学部又は他の大学の定員外教員として異動させることができる。いずれの場合においても、当該学部は、利害関係者の同意の下で、1933年8月31日勅令第1592号による高等教育に関する統一法典第93条第3項及び第4項に従い当該正教授が他の科目の教育を担当するよう求めることができる。この場合、公教育大臣は、公教育最高評議会第1部の意見を求めなければならない。[1]

⑤ 憲法裁判所の裁判官は、競争試験の試験委員となり、大学の職務を引き受け及び地方選挙又は国政選挙の候補者となることができない。

[1] 第4項は、1958年3月18日法律第311号第27条によりこのように改正された。

第8条〔政治的活動の禁止〕憲法裁判所の裁判官は、政治的結社又は政党にかかわる活動

をしてはならない。

第9条〔訴追・逮捕の許諾〕 権限ある機関による憲法裁判所裁判官を訴追し又は逮捕するための請求は、恩赦司法大臣を通じて憲法裁判所に送付する。

第10条〔参審裁判官の失格〕 ① 憲法裁判所は、憲法第135条第7項に従い国会が選任する市民がその選任の後に被選挙資格を喪失し又は兼職禁止事由に該当するに至ったときは、正規の裁判官のみが参加して、その失格を宣告する。

② 憲法裁判所のこの裁判は、後任の選任のため、国会の両議院の議長に通知する。

第11条〔憲法裁判所による処分〕 憲法裁判所が正規の裁判官及び参審裁判官に対して行うすべての処分は、評議においてその構成員の過半数の賛成により議決する。この処分には理由を付さなければならず、第19条に定める方法で公示する。

第12条〔憲法裁判所裁判官の報酬〕 ① 憲法裁判所の裁判官はすべて、最上級の職権を付与された通常裁判所裁判官が得る報酬表の最高水準にその2分の1を加えた水準に相当する報酬を等しく受ける。長官に対してはさらに、報酬の5分の1と等しい管理職手当を付与する。[1]

② この待遇は、各裁判官が憲法裁判所裁判官に任命される前に国家公務員又は他の公共団体の職員たる資格において現職中又は休職中に受けていた待遇に代わり、それを包含するものとする。

③ 憲法第135条第7項に基づいて選任された裁判官に対しては、通常の裁判官の月額報酬の30分の1に等しい日当を支給する。

[1] 第1項は、2002年12月27日法律第289号第37条第1項によりこのように改正された。

第13条〔証人尋問等〕 憲法裁判所は、証人尋問を行うことができ、他の法律による禁止にかかわらず、文書又は記録の提出を求めることができる。

第14条〔自律権〕 [1] ① 憲法裁判所は、その構成員の過半数の賛成で承認した規則により、その職権の遂行に関する規律を定めることができる。この規則は、共和国官報で公布する。

② 憲法裁判所は、国会の法律で計上された資金の限度内で、支出、役務及び部署の管理を行い並びに適当な組織分担表で各部署に配置する職員の数、資格及び給与並びにその権限、権利及び義務を定める。

③ 憲法裁判所は、その職員の不服申立てについて裁判する排他的な権限を有する。

④ 憲法裁判所は、その制度の範囲内で、国の行政機関に関する現行諸規範を考慮して、長官官房及び裁判官事務局の構成を決定するものとする。長官官房及び裁判官事務局には、国の行政機関に属する人員を配置することができる。

[1] 本条は、1958年3月18日法律第265号第4条によりこのように改正された。

第2編 憲法裁判所の運営

第1章 一般訴訟規範

第15条〔口頭弁論の公開〕 憲法裁判所の口頭弁論は、公開とする。ただし、口頭弁論が公開されることにより国家の安全又は公の秩序若しくは道徳が害されるおそれのある場合又は公衆が静穏を乱すおそれのある言動を行う場合は、長官は、口頭弁論を非公開で行うことを命ずることができる。

第16条〔裁判〕 ① 憲法裁判所の構成員は、正当な理由で参加できない場合を除き、口頭弁論に参加する義務を負う。

② 憲法裁判所は、少なくとも11人の裁判官の参加により職権を行う。

③ 裁判は、審理が行われたすべての口頭弁論に出席した裁判官の評議で議決し、投票者の絶対多数により行う。投票が同数の場合は、第49条第2項で定める場合を除き、長官が投票するところによる。

第17条〔調書〕 ① 書記官は、憲法裁判所の期日に臨席し、長官の指揮の下に調書を作成する。

② 調書は、口頭弁論を主宰する者及び書記官が署名する。この調書は、当事者の明示の請求がある場合を除き、朗読されない。

第18条〔判決及び決定〕 ① 憲法裁判所は、判決によって終局的に裁判する。その権限に属するその他の処分はすべて、決定によって行う。

② 長官による処分は、命令によって行う。

③ 判決は、イタリア国民の名において宣告され、事実及び法に関する理由を示すほか、主文、裁判期日並びに裁判官及び書記官の署名を含まなければならない。

④ 決定は、簡潔な理由を付す。

第19条〔裁判の寄託〕 憲法裁判所の裁判は、憲法裁判所書記局に寄託し、何人もこれを閲覧し、その写しを入手することができる。

第20条〔手続への参加〕 ① 憲法裁判所の手続においては、当事者の代理及び弁護は、破毀院における弁護資格を有する弁護士にのみ依頼することができる。

② 国及び州の機関は、裁判に参加する権利を有する。

③ 政府は、内閣総理大臣又は指定された大臣が自ら参加する場合であっても、国事弁護士又はその代理者により代理され、弁護される。

第21条〔訴訟費用の免除〕 憲法裁判所における手続行為は、あらゆる種類の手数料を免除する。

第22条〔準用〕 ① 憲法裁判所における手続においては、第43条以下に定める弾劾裁判の場合を除き、国務院裁判部における訴訟規則の規範も、適用しうる限りで準用する。

② 憲法裁判所は、その規則により補充的規範を定めることができる。

第2章 合憲性の問題

第23条〔前提問題型審査〕① 裁判機関における裁判の進行中において、当事者の一方又は検察官は、以下の事項を記載して特に申し立てることによって、合憲性の問題を提起することができる。

- a) 国又は州の法律又は法律の効力を有する行為のどの規定に違憲の瑕疵があるか。
 - b) 憲法又は憲法的法律のどの規定に対する違反が認められるか。
- ② 裁判機関は、合憲性の問題に決着を付けることなしに当該事件を解決することができないとき又は提起された問題が明白に理由なしとは認められないときは、その問題を提起した申立ての事実及び理由を記載して、一件書類を直ちに憲法裁判所に移送し進行中の裁判を停止する決定を下す。
- ③ 合憲性の問題は、事件が係属している裁判機関が第1項第a号及び第b号並びに前項に定める事項を記載した決定によって職権で提起することができる。

④ 裁判機関は、憲法裁判所への一件書類の移送決定が公開審理において朗読されなかったときは、当該事件の当事者、及び検察官の参加が必要的であるときは検察官並びに国の法律又は法律の効力を有する行為と州のそれとのいずれが問題になっているかに応じて内閣総理大臣又は州知事に対し、その決定を書記局の責任で送達するよう命ずる。その決定は、書記官により、国会の両議院の議長又は関係する州議会議長にも通知する。

第24条〔却下の決定〕① 明白に関連性又は理由がないことを理由に違憲の主張を斥ける決定には、十分な理由を付さなければならない。

② 違憲の主張は、当該訴訟のその後のいかなる審級の冒頭においても再提起することができる。

第25条〔準備書面の提出〕① 憲法裁判所の長官は、裁判機関が合憲性の裁判を促す決定が憲法裁判所に到達したときは直ちに、これを官報に公示し、必要な場合には関係する州の公報に公示する。

② 当事者は、第23条に従い決定が送達されてから20日以内に、書記局に寄託された一件書類を調査し、自らの準備書面を提出することができる。

③ 内閣総理大臣及び州知事は、前項に定めるの同一の期間内に、裁判に参加し、自らの準備書面を提出することができる。

第26条〔予審・口頭弁論・判決〕① 前条に定める期間が経過したときは、憲法裁判所長官は、予審及び報告のために1名の判事を指名し、これに続く20日以内に口頭弁論のために憲法裁判所を招集する。

② いかなる当事者も構成されるとき又は申立てに明白に理由がないときは、憲法裁判所は、評議によって裁判をすることができる。

③ 判決は、裁判から20日以内にこれを書記局に寄託しなければならない。

第27条〔違憲の宣言〕 憲法裁判所は、法律又は法律の効力を有する行為の合憲性の問題に関する申立て又は訴えを認容するときは、異議が申し立てられている限度内で、いずれ

の規定が違憲であるかを宣言する。憲法裁判所はさらに、言い渡した裁判の帰結としていずれの他の規定が違憲とされるかを宣言する。

第28条〔裁量事項の審査の禁止〕 法律又は法律の効力を有する行為に対する憲法裁判所の合憲性の統制は、政策的性質を有する評価及び国会の裁量権の行使に対する審査をしてはならない。

第29条〔判決・決定の送付〕 法律若しくは法律の効力を有する行為の違憲性の問題に関して憲法裁判所が言い渡す判決又は違憲の主張を明白に理由なしと宣言する決定は、書記局への寄託から2日以内に、憲法裁判所書記官の責任で、一件書類とともに裁判を促した裁判機関にこれを送付する。

第30条〔違憲判決の効力〕 ① 国又は州の法律若しくは法律の効力を有する行為を違憲と宣言する判決は、書記局への寄託から2日以内に、職権で恩赦司法大臣又は州知事に送付し、直ちに遅くとも10日を超えない期間内に、違憲と宣言された行為の公示について定められた形式で裁判の主文を公示する。

- ② 判決はさらに、寄託の日から2日以内に両議院及び関係する州議会に通知し、これらの機関は、必要と認めるときはその権限に属する措置をとる。
- ③ 違憲と宣言された規範は、裁判の公示の翌日から適用することができない。
- ④ 違憲と宣言された規範を適用して有罪の確定判決が言い渡されていたときは、その執行を中止し、すべての刑事上の効力は消滅する。

第31条〔州憲章・州法律の主要問題型審査〕 [1] 1. 州憲章の合憲性の問題は、憲法第123条第2項に従って、公布から30日以内に提起することができる。

2. シチリア州特別憲章が定める特殊な法律統制形態はそのままに、政府は、州の法律が州の権限を越えると認めるときは、憲法第127条第1項に従って、公布から60日以内に憲法裁判所に対して州の法律の合憲性の問題を提起することができる。

3. この合憲性の問題は、事前の閣議決定に基づき、国・市間地方自治協議会の提案にも基づいて、内閣総理大臣が憲法裁判所への直接の訴えによって提起し、この訴えは、本条に定める期間内に州知事に送達する。

4. この訴えは、送達から10日以内にこれを憲法裁判所の書記局に寄託しなければならない。

[1] 本条は、2003年6月5日法律第131号第9条第1項によりこのように改正された。

第32条〔国の法律等の主要問題型審査〕 ① 憲法及び憲法的法律によって州に付与された権限の領域が国の法律又は法律の行為を有する行為によって侵害されたと認める州は、その法律又は行為の合憲性の問題を提起することができる。

② この合憲性の問題は、州議会の事前の議決に基づき、地方自治評議会の提案にも基づいて、州知事が憲法裁判所への直接の訴えによって提起し、この訴えは、異議が申し立てられている法律又は行為の公布から60日以内に内閣総理大臣に送達する。[1]

③ 前条第4項は、これを適用する。

[1] 第2項は、2003年6月5日法律第131号第9条第2項によりこのように改正された。

第33条〔州法律に対する他の州の訴え〕 ① ある州の法律又は法律の行為を有する行為によって自らの権限の領域を侵害されたと認める他の州は、憲法第127条2項に従って、その合憲性の問題を提起することができる。[1]

② この問題は、州議会の事前の議決に基づき、州知事が憲法裁判所への直接の訴えによって提起し、この訴えは、その法律の公布から60日以内に、その法律に異議が申し立てられている州の知事及び内閣総理大臣に送達する。

③ この訴えは、最後の送達から10日以内にこれを憲法裁判所の書記局に寄託しなければならない。

[1] 第1項は、2003年6月5日法律第131号第9条第3項によりこのように改正された。

第34条〔準用〕 ① 第31条、第32条及び第33条に従って合憲性の問題を提起する訴えは、第23条第1項に定める事項を記載しなければならない。

② 第23条、第25条及び第26条に含まれる規定は、適用しうる限りで準用する。

第35条〔主要問題型審査の手続〕 [1] 1. 第31条、第32条及び第33条に従って合憲性の問題が提起されたときは、憲法裁判所は、訴えの寄託から90日以内にその訴えの口頭弁論の日を定める。憲法裁判所は、異議が申し立てられている行為又はその一部の執行が公の利益若しくは共和国の法秩序に対し回復できない損害を与える危険又は市民の権利に対し重大で回復できない損害を与える危険をもたらすと認めるときは、第25条に定める期間が経過した後、職権で第40条に定める措置をとることができる。この場合、それに続く30日以内に口頭弁論の日を定め、判決の主文は、口頭弁論から15日以内に寄託される。

[1] 本条は、2003年6月5日法律第131号第9条第4項によりこのように改正された。

第36条〔トレンティーノ・アルト・アディジェ州の特例〕 ① 本章及び第20条の諸規定は、トレンティーノ・アルト・アディジェ州の特別憲章に関する1948年2月28日憲法的法律第5号第82条及び第83条が定める異議申し立ての場合にも、適用しうる限りで準用する。

② トレンティーノ・アルト・アディジェ州及びその機関に関する定めは、同州の2つの県のうちの1つに関係するときは、県及びその機関にも同様に適用する。

第3章 権限争議

第1節 国の諸権力間の権限争議

第37条〔手続〕 ① 国の諸権力間の争議は、自らが帰属する権力の意思を終局的に宣言する権限を有する機関の間で、かつ、憲法規範が諸権力について定める権限領域を画定するために生じたときは、憲法裁判所がこれを解決する。

② 裁判管轄の問題に関する現行規範は、従前のままとする。

③ 憲法裁判所は、その訴えの適法性に関し、評議部における決定によって裁判する。

④ 憲法裁判所は、その解決が自らの権限に属する争議事項が存すると認めるときは、その訴えを適法と宣言し、関係する機関にこれを送達する。

- ⑤ 第23条、第25条及び第26条の規定は、適用しうる限りで準用する。
- ⑥ 第20条第3項に定める場合を除き、関係する機関は、自ら出頭しないときは、上級裁判機関における弁護資格を有する法曹に弁護及び代理をさせることができる。

第38条〔権限争議の解決〕 憲法裁判所は、問題となっている権限がいずれの権力に属するかを宣言して、その審査に委ねられている争議を解決し、権限のない者によって瑕疵のある行為がなされているときは、これを取り消す。

第2節 国と州との間及び州と州との間の権限争議

第39条〔手続〕 ① 州がその行為によって憲法が国又は他の州に付与した権限領域を侵害したときは、国又はそれぞれ関係する州は、権限の規正を求める訴えを憲法裁判所に提起することができる。国の行為によって憲法上の権限領域を侵害された州は、同様に訴えを提起することができる。

② 提訴期間は、異議が申し立てられている行為の送達若しくは公布のとき又はその行為を知ったときから60日とする。

③ この訴えは、国については内閣総理大臣又はその委託を受けた大臣が提起し、州については州知事が州議会の議決を受けて提起する。

④ 権限の規正を求める訴えは、権限争議が生じた態様を記載し、権限領域を侵害する行為並びに違反がなされたと認める憲法及び憲法的法律の規定を特定しなければならない。

第40条〔執行停止〕 憲法裁判所は、重大な事由のあるときは、理由を付した決定により、裁判の継続中、国と州との間及び州と州との間の権限争議を生ぜしめた行為の執行を停止することができる。

第41条〔準用〕 第23条、第25条、第26条及び第38条の規定は、適用しうる限りで、前二条に定める権限の規正を求める訴えに準用する。

第42条〔トレンティーノ・アルト・アディジェ州の特例〕 州及びその機関に関する本節の規定は、トレンティーノ・アルト・アディジェ州の2つの県についても、適用しうる限りで準用する。

第4章 共和国大統領、内閣総理大臣及び大臣に対する弾劾裁判

第41条から第53条まで 〔廃止〕 [1]

[1] 第4章は、1962年1月25日法律第20号第35条によって廃止された。

経過規定 〔省略〕

2-2. 1962年1月25日法律第20号「弾劾の手續及び裁判に関する諸規範」(官報1962年2月13日第39号)

第1条から第16条まで [廃止] [1]

[1] 第1条から第16条までは、1978年5月10日法律第170号第9条によって廃止された。

(弾劾訴追の議決)

第17条① 1953年3月11日憲法的法律第1号第12条が定める弾劾訴追の議決は、国会が憲法第90条に従い、秘密投票で採択する。

- ② 訴追状には、弾劾の根拠となる罪責及び証拠を記載しなければならない。
- ③ 代議院議長は、国会の議決から2日以内に、訴追状を憲法裁判所長官に送付する。
- ④ 憲法裁判所長官は、訴追状の受領から2日以内に、被告人に対してこれを送達する。

(追行委員会の組織・委託を受けた委員)

第18条① 1953年3月11日憲法的法律第1号第13条に従い弾劾の追行のために国会が選任した委員が2名以上あるときは、その委員は、選任後直ちに追行委員会を組織し、その中から委員長を選任する。

- ② 追行委員会は、その委員の中から、公判において発言し、訴追状及び追行委員会の議決に従い請求を表現することを委託された1名又は複数名の委員を任命することができる。

(追行委員の変更・裁判の停止)

第19条① すべての追行委員が職務を解かれたとき又は故障のあるときは、憲法裁判所における裁判は、国会がその交代を行うまで停止する。

- ② 国会は、この変更を行うため10日以内に集会する。

(追行委員の職務の終了)

第20条 追行委員は、書記局における判決の寄託によって職務を終える。

(参審裁判官の抽選及び宣誓)

第21条① 憲法裁判所は、訴追状を受領した後、公開の法廷において、追行委員の参加の下で、1953年3月11日憲法的法律第1号第10条が定める参審裁判官の抽選を行う。

- ② 抽選で選ばれた参審裁判官は、1953年3月11日法律第87号第5条が規定する形式に従って、憲法裁判所長官の面前で宣誓する。
- ③ 宣誓は、以前の裁判の際にすでになされているときは、繰り返さない。

(調査の遂行)

第22条 [1] 憲法裁判所長官は、直接に又は憲法裁判所裁判官に委託をして、被告人の取調べを含めて必要な調査を行い報告する。憲法裁判所長官はさらに、被告人が信頼できる弁護人を有しないときは、職権で弁護人の選任を行う。

[1] 本条は、1989年6月5日法律第219号第13条によりこのように改正された。

(憲法裁判所の権限)

第23条 [1] 憲法裁判所は、職権によっても、人又は物について適当と認める保全措置及

び強制措置をとることができる。憲法裁判所はさらに、1989年1月16日憲法的法律第1号第3条によって改正された1953年3月11日憲法的法律第1号第12条に定める委員会が議決した保全措置及び強制措置を取り消し又は変更することができる。

[1] 本条は、1989年6月5日法律第219号第14条によりこのように改正された。

(公判期日の指定)

第24条 長官は、予審の終了後、20日以内に公判期日を指定し、その期日に正規の裁判官及び参審裁判官を招集する。この命令は、被告人及びその弁護人に送達する。

(裁判官の回避及び忌避)

第25条① 公判の開始手続の冒頭より前に、正規の裁判官及び参審裁判官は、理由を付した申立てにより、裁判の回避を求めることができ、被告人若しくはその弁護人又は追行委員は、理由を付した申立てにより、正規の裁判官及び参審裁判官の忌避を求めることができる。

② 憲法裁判所は、回避又は忌避の対象となっている裁判官が関与することなく、直ちに回避申立又は忌避申立について裁判する。

(裁判合議体の構成)

第26条① 弾劾裁判には、正当な理由によって参加することができない者を除き、憲法裁判所のすべての正規の裁判官及び参審裁判官が参加する。

② 裁判合議体は、いかなる場合であっても少なくとも21人の裁判官で組織し、その過半数は参審裁判官でなければならない。

③ 一の審理に関与しなかった裁判官は、後の審理に参加することができない。

④ 憲法裁判所は、公判の終了後、中断することなく、裁判が行われたすべての審理に関与した正規の裁判官と参審裁判官が出席して、評議を行う。

⑤ 裁判合議体を組織する正規の裁判官と参審裁判官は、その任期が満了した場合であっても、裁判の終了まで合議体の一部であり続ける。

(憲法裁判所における裁判と訴追状との関係・関連犯罪)

第27条 [1] ① 憲法裁判所は、訴追状に含まれた犯罪のみを認定することができる。

② 憲法裁判所はさらに、必要と認めるときは、憲法第90条が定める犯罪の一つに関して、刑法典第61条第2号に従い加重される犯罪を、関連性を理由に認定することができる。この場合、この犯罪について通常裁判機関又は軍法会議においてすでに手続が行われているときは、憲法裁判所は、関連文書の送付を請求し、通常裁判機関又は軍法会議は、遅滞なくこれを寄託しなければならない。

③ 憲法裁判所はさらに、憲法第90条が定める犯罪であって訴追状に含まれていないものについて、代議院議長に通知を行うことによって、関連性があることを宣言することができる。この場合、憲法裁判所における裁判は、関連犯罪についての手続が国会で完了するまで停止する。

④ ただし、憲法裁判所は、適当と認めるときはいつでも、手続の分離を決定することができる。

[1] 本条は、1989年6月5日法律第219号第15条によりこのように改正された。

(判決の評決及び公示)

第28条① 長官は、被告人ごとに及び弾劾訴因ごとに別個に事実問題と法律問題とを提示し、これが評議され、評決がなされた後で、場合によっては刑罰の適用に関する問題を提示し、これを評議に付し、評決を行わせる。評決においては、長官は、新任の裁判官から順に投票を集め、最後に投票する。投票者のいずれも、自己の投票の理由を書面で表明することはできない。投票を回避することは、許されない。

- ② 投票が同数の場合は、被告人に有利な意見による。
- ③ 判決の主文は、公開の法廷で長官が朗読する。
- ④ 判決は、書記局に寄託し、共和国官報に公示するため恩赦司法大臣に送付する。

(判決の確定性及び再審)

第29条① 判決は、取り消すことができない。ただし、有罪判決の後、単独で又はすでに手続で取り調べた事実又は証拠要素と合わせて、犯罪行為が存在せず又は有罪の言渡を受けた者がこれを行っていないことを明らかにする新たな事実又は証拠要素が発生し又は発見されたときは、憲法裁判所の決定により、再審を行うことができる。

- ② 刑事訴訟法典が検察官に付与した再審請求権は、1989年1月16日憲法的法律第1号第3条によって改正された1953年3月11日憲法的法律第1号第12条に定める委員会が行使する。[1]
- ③ 再審を認める決定は、代議院議長に通知する。国会は、追行委員を選任する合同会議に代議院議員を招集する。

[1] 本条は、1989年6月5日法律第219号第16条によりこのように改正された。

(民事裁判及び行政裁判)

第30条 [1] 損害の回復及び賠償を求める民事裁判又は行政裁判は、憲法裁判所が1953年3月11日憲法的法律第1号第15条第1項に従って回復的又は賠償的な制裁を適用しなかった場合に限り、憲法第90条に定める犯罪の一つの犯人に対して開始し又は続行することができる。

[1] 本条は、1989年6月5日法律第219号第17条によりこのように改正された。

(刑罰の執行における権限)

第31条 刑法典第144条が定める権限は、ローマ控訴院の第一部長が行使する。刑罰の執行について刑法典及び刑事訴訟法典が検察官に付与した権限は、ローマ控訴院付検事長が行使する。[1]

[1] 刑法典第144条は、1975年7月26日法律第354号第89条により廃止された。

(恩赦及び減刑・復権)

第32条 憲法裁判所は、恩赦及び減刑を適用し、言い渡した有罪判決に関する復権請求を裁判する。

(再審請求、恩赦及び減刑の適用並びに復権に関する合議体の構成)

第33条① 憲法裁判所は、弾劾裁判について定める構成で、再審請求を裁判し、恩赦又は

減刑を行い、復権を行う。

- ② 参審裁判官の抽選は、公開の法廷で、調査委員会の受託者の参加の下で、憲法裁判所が行う。
- ③ 第28条第4項の規定は、第1項に定める措置に適用する。

(刑法典及び刑事訴訟法典の準用)

第34条 本法が定める訴追手続及び裁判において、刑法典及び刑事訴訟法典の規範は、異なる定めがない限り、適用しうる限りで準用する。

(以前の規範の廃止)

第35条 1953年3月11日法律第87号の第2編第4章は、廃止する。

2-3. 1970年5月25日法律第352号「憲法が定める国民投票及び国民発案に関する諸規範」 (1970年6月15日官報第147号) (抄)

第1編 憲法第138条が定める国民投票

第1条から第11条まで [省略]

第12条〔中央選挙管理会〕① 破毀院の下に、最年長の破毀院部長3人及び各部の最年長の評定官3人ずつで構成される、国民投票のための中央選挙管理会を組織する。3人の部長のうち最年長の者は、委員長を務め、他の2人は、副委員長の職務を行う。

② 国民投票のための中央選挙管理会は、国民投票の請求が憲法第138条及び法律の規範に合致していることを認証する。

③ 中央選挙管理会は、請求がなされてから30日以内にその適法性について命令という形式で決定する。中央選挙管理会は、不適法な点があるときは、同一の期間内に、請求者にこれを通告する。5日以内に登録されるべき請求者を差し引くことで請求が適法と認められるときは、中央選挙管理会は、この請求を適法と認める。請求者は、この5日以内に、中央選挙管理会に対し、通知された不適法な点を是正する意思があることを届け出ることができるが、命令から最大で20日以内に是正をしなければならない。中央選挙管理会は、これに続く48時間以内に、請求の適法性について終局的に宣告する。

④ 中央選挙管理会の活動が有効であるためには、委員長又は1人の副委員長及び16人の評定官が出席することで足りる。

第13条〔中央選挙管理会命令の通知〕国民投票請求の適法性について決定する中央選挙管理会の命令は、直ちに、共和国大統領、両議院の議長、内閣総理大臣及び憲法裁判所長官に通知する。この命令は、5日以内に裁判所職員を通じて、議員である請求者の受託者3人若しくは50万人の有権者の請求の請求者又は5つの州議会の受託者にそれぞれ送達する。

第14条から第26条まで [省略]

第2編 憲法第75条が定める国民投票

第27条〔有権者による請求〕① 憲法第75条が定める国民投票に必要な50万人の有権者の署名を集めるためには、第7条に定める公務員が公正手続をした用紙に、国民投票に付すことを請求する法律又は法律の効力を有する行為の日付、番号及び表題とともに、国民投票に付そうとする問題の要点及び廃止を提案する法律又は法律の効力を有する行為並びに「廃止を望む」という文言を記載しなければならない。

② 部分的な廃止を請求するときは、前項に定める文言に、国民投票に付すことを請求する条文の番号も記載しなければならない。

③ 法律の条文の一部の廃止を求める国民投票を請求するときは、第1項及び第2項に定める法律及び条文の記載に加えて、項を記載し、廃止を提案する法律の規定の文言の全部を記載しなければならない。

第28条〔署名の提出〕第31条に定める場合を除き、署名者の署名及び有権者証明書を含むすべての用紙は、第7条第4項に従ってその用紙に検印が押された日から3か月以内に破毀院書記局に提出しなければならない。この提出は、運動者の少なくとも3人がしなければならない。運動者は、請求を支持する署名の数を書記官に届け出る。

第29条〔州議会による請求〕憲法第75条が定める国民投票を5つ以上の州議会が請求する場合、問題及び同条に従って廃止を提案する法律の規定に加え、廃止の提案を議決した州議会、それぞれの議決の日付（この議決は、提案の4か月以上前であってはならない。）及び各州議会の受託者（代表者及び補助者）を記載しなければならない。受託者が署名し、各州議会の議長が署名した議決の写しを添付しなければならない。

第30条〔州議会の議決〕① 国民投票を請求する議決は、州で決められた州議会議員の過半数の賛成で州議会が採択しなければならない。第27条の定めに従って、廃止を提案する法律又は規範を示さなければならない。

② 他の州議会が問題を変更して国民投票を請求する議決を採択したときは、その州議会は、新たな提案の発案者として行動する。

第31条〔期間の制限〕国民投票の請求は、両議院の一方の任期満了の前年及び両議院の一方の選挙のための選挙管理委員会の招集の日から6か月以内には、提出することができない。

第32条〔中央選挙管理会の権限〕① 前条に定める場合を除き、国民投票の請求は、毎年1月1日から9月30日までの間に提出しなければならない。

② 第12条に従い破毀院の下に組織する中央選挙管理会は、9月30日以後、請求が法律の規範に合致していることを確認するため、提出されたすべての請求を審査する。ただし、本法第33条が憲法裁判所に決定を委ねる、憲法第75条第2項に従った適法性の審理を除く。

③ 中央選挙管理会は、10月31日までに、各請求に不適法な点があるときは、命令の形式でこれを指摘し、受託者又は請求者に対して、その不適法な点に同意するときはこれを

是正するための期間及び不適法な点が存在しないことを主張する覚書を提出するための期間を指定する。この期間は、11月20日を過ぎてはならない。

- ④ 中央選挙管理会は、命令の形式で、提出された請求の間で、同一又は類似の事項を取り上げているものの併合を提案する。
- ⑤ この命令は、第13条に定める方法でかつ同条に定める期間内に、受託者又は請求者に送達しなければならない。政党、政治団体及び国民投票の運動者の代表者であって第19条に従い指定されたものは、命令で定められた期間内に、書面でその見解を述べることができる。
- ⑥ 中央選挙管理会は、この命令で定められた期間の経過後、12月15日までに、提出された請求の間で同一又は類似の事項を取り上げているものを併合し、そのような性格を呈さない他の請求を別個に扱って、すべての請求の適法性について、最終的な命令により決定する。この命令は、第13条に従ってこれを通知し、送達する。
- ⑦ 中央選挙管理会はさらに、国民投票の対象を特定するため、運動者の意見を聴取して、投票用紙の中に掲載すべき国民投票請求の名称を定める。

第33条〔憲法裁判所による審査〕 ① 憲法裁判所の長官は、一又は複数の国民投票の請求を適法と宣言する中央選挙管理会の命令の通知を受けた後、その命令がなされた年の翌年の1月20日を過ぎない範囲で、評議により議決の期日を指定し、報告担当裁判官を指名する。

- ② 議決期日の指定は、受託者又は請求者及び内閣総理大臣に対して、職権で通知する。
- ③ 受託者及び請求者並びに政府は、議決のために定められた期日の3日前までに、国民投票の請求の合憲性に関する覚書を憲法裁判所に提出することができる。
- ④ 憲法裁判所は、1953年3月11日憲法的法律第1号第2条に従い、請求のうちいずれが適法と認められ、いずれが憲法第75条第2項の定めに戻すとして却下されるかを判決で決定し、この判決は、2月10日までに公示する。
- ⑤ この判決は、その公示から5日以内に、共和国大統領、両議院の議長、内閣総理大臣、破毀院の下に組織する国民投票のための中央選挙管理会及び受託者又は請求者に通知する。この判決の主文は、同一の期間内に、共和国官報に公示する。

第34条から第53条まで 〔省略〕

3 憲法裁判所規則

3-1. 1966年1月20日憲法裁判所決定「憲法裁判所一般規則」(官報1966年2月19日第45号特別版)

第1章 憲法裁判所及び裁判官

第1条〔所在地〕 ① 憲法裁判所は、ローマのCONSULTA宮殿を所在地とする。

- ② その所在地内の警察権は、憲法裁判所に属する。
- ③ 所在地には、憲法裁判所が使用するその他のすべての場所及び空間が含まれる。[1]

[1] 第3項は、2002年9月26日の決定で追加された。

第2条〔警察権〕 ① 長官は、憲法裁判所の衛視を用いて警察権を行使する。長官は、警察力の行使が必要なときは、権限ある機関と協力する。

② 警察は、長官の指図がなければ憲法裁判所の所在地に立ち入ることができない。

第3条〔侮辱罪〕 憲法裁判所の所在地内で、憲法裁判所に対し又は職務を遂行中の構成員若しくは職務を理由としてその構成員に対し侮辱罪を構成する行為がなされたときは、長官は、その行為者の即時逮捕と権限ある機関への引渡しを命じることができる。

第4条〔両議院議長等の席〕 法廷には、国会の両議院の議長、内閣総理大臣及び州議会議長専用席を設ける。

第5条〔裁判以外の会議〕 ① 裁判以外の憲法裁判所の招集は、緊急の場合を除き、会議の少なくとも5日前までに長官が議事日程を送付して行う。

② 条文の形で作成され、調査及び規則委員会の意見が添付された規則草案は、議事日程に記載されている会議の少なくとも8日前までに裁判官に通知する。[1]

③ 長官は、会議を開会及び閉会し、議事を整理する。憲法裁判所が任命する1人の裁判官は、議事録を作成し、保管する。議事録には、採択された議決のみを記録し、各裁判官は、自らの反対を議事録上明らかにすることを求めることができる。

④ 憲法裁判所は、意見を求めることが適当と認める者の出頭を求めることができる。

[1] 第2項は、1989年1月14日の決定で追加された。

第5条の2〔憲法裁判所の自律権〕 [1] ① 憲法機関としての憲法裁判所の自律権に内在する権限及びその構成員の保障に内在する権限は、法律及び規則の規範に従って、合議体としての憲法裁判所又は憲法裁判所の内部機関がこれ行使する。

② 憲法裁判所は、事務、内部部署、財産及び職員の管理に関して、合議体を通じて次の職権を行う。

- 一 規則の制定
- 二 予算及び決算の承認
- 三 憲法裁判所の財政上及び行政上の管理において追求すべき目的を明示して、一般の方針を定めること。
- 四 事務総長職及び事務次長職の付与
- 五 会計に関する専門家委員会の委員の任命
- 六 規則が憲法裁判所に明示的に付与する、その他すべての重要な行為の議決

③ 憲法裁判所のこの議決は、直ちに執行することができ、事務総長に寄託する。

[1] 本条は、2002年9月26日の決定で追加された。

第6条〔憲法裁判所の会議〕 ① 〔廃止〕 [1]

② 裁判官は、正当な理由がある場合を除き、憲法裁判所の会議に参加する義務を負う。

③ 裁判以外の憲法裁判所の会議は、9人以上の裁判官の参加がなければ成立せず、議決

は、出席者の過半数で採択する。規則に係る議決に関しては、過半数は、8人の裁判官とする。[2]

[1] 第1項は、2002年9月26日の決定で廃止された。

[2] 第3項は、1989年1月14日の決定でこのように改正された。

第6条の2〔長官の権限〕 [1] 長官は、法律及び憲法裁判所規則が定める権限を行使し、憲法裁判所又は理事部の決定が必要なすべての行為に署名する。

[1] 本条は、2002年9月26日の決定で追加された。

第7条〔長官の選出〕 ① 長官の選出は、最も先任の現職裁判官の主宰の下に秘密投票で行う。[1]

② 長官の裁判官としての任期が終了した場合、憲法裁判所は、その者に代わる裁判官の宣誓の日とそれに続く10日間との間に含まれる日に招集されなければならない。交代がまだなされていないときは、憲法裁判所は、1967年11月22日憲法的法律第2号第5条第2項に定める期間が経過した後10日を超えない日に招集されなければならない。[2]

③ 開票者は、最年少の2人の裁判官が務める。

④ 当選者の宣言がなされたときは、開票者は、投票用紙を廃棄する。

[1] 第1項は、1999年5月25日の決定でこのように改正された。

[2] 第2項は、1989年1月14日の決定で追加され、1999年5月25日の決定でこのように改正された。

第8条〔任期の終了〕 [1] ① 裁判官の任期の終了は、その裁判官を任命した機関に対して長官が通知する。

② いずれの場合であっても、裁判官の任期の終了は、共和国大統領及び国会の両議院の議長にも報告する。

[1] 本条は、1969年7月7日の決定でこのように改正された。

第9条及び第10条〔廃止〕 [1]

[1] 第9条及び第10条は、1969年7月7日の決定で廃止された。

第11条〔資格審査〕 [1] ① 裁判官の資格要件の充足に関する憲法裁判所の議決は、書記局に寄託する。

② 憲法第135条及び1953年3月11日憲法的法律第1号第10条に従って任命される市民の資格要件の充足の審査及び抽選に関する規範は、憲法裁判所における刑事手続に関する規則に含むものとする。

[1] 本条は、2005年12月12日の決定でこのように改正された。

第12条〔資格審査の通知〕 ① 長官は、裁判官の資格要件を充足することを憲法裁判所が確認した後、新しい裁判官の出身機関の長にこれを通知する。[1]

② この通知の後、裁判官は、宣誓をすることが認められる。

[1] 本条は、2005年10月27日の決定でこのように改正された。

第13条〔先任順〕 ① 裁判官の就任は、宣誓の日になされ、在職年数は、宣誓の日から起算する。

② 同じ日に宣誓がなされた裁判官の間では、年長者を先任とみなす。

第14条〔兼職禁止の決定〕 裁判官の兼職禁止に関する問題は、憲法裁判所が専属的に裁判する。

第15条〔逮捕の許諾〕 ① 1948年2月9日憲法的法律第1号第3条第3項が定める許諾の請求が憲法裁判所に届いたときは、長官は、3人の裁判官から成る報告委員会を任命し、請求が届いた日から30日以内の日を憲法裁判所の会議期日に指定する。

② この請求と会議の招集は、当該裁判官に通知し、当該裁判官は、長官の下に寄託された文書を閲覧することができる。

③ 当該裁判官は、文書で覚書を提出することができ、請求するときは、意見を聴取される権利を有する。

④ 憲法裁判所の議決は、秘密投票で行い、書記局に寄託する。

第16条〔免職・停職・失職宣告〕 [1] ① 1948年2月9日憲法的法律第1号第3条並びに1953年3月11日憲法的法律第1号第7条及び第8条に従って裁判官の停職若しくは免職又は失職宣告を行わなければならない場合、長官は、理事部の事前の議決に基づき、憲法裁判所を招集する。

② 前条に定める規範は、これを準用する。

[1] 本条は、1969年7月7日の決定でこのように改正された。

第17条〔辞職〕 ① 裁判官の辞職は、憲法裁判所に表明しなければならない。

② 辞職を認める憲法裁判所の議決は、書記局に寄託する。

第18条〔憲法裁判所侮辱罪の起訴の許諾〕 [1] ① 憲法裁判所を侮辱する罪について刑法典第313条が定める起訴許諾の請求が憲法裁判所に届いたときは、長官は、20日以内に、報告担当者を任命し、憲法裁判所の会議の期日を指定する。

② この請求及び招集は、会議の少なくとも10日前までにすべての裁判官に通知する。

③ 憲法裁判所は、1953年3月11日法律第87号第16条第2項が定める構成で議決する。

④ この議決は、事務総長に寄託し、事務総長は、請求を行った機関に通知する。

[1] 旧第18条は、1969年7月7日の決定で廃止され、現行の第18条は、1999年5月25日の決定で追加された。

第19条〔報酬・手当〕 裁判官の報酬及び手当は、憲法裁判所の予算から支出する。

第20条〔名誉裁判官〕 任期を終えた裁判官であって4年以上職務にあったものは、名誉裁判官の称号を受ける。

第21条〔名誉裁判官の職務・特権〕 ① 名誉裁判官は、憲法裁判所長官の指名に基づき、

一 憲法裁判所職員の協力委員会及び向上委員会の委員となることができる。

二 他の裁判所との協同協定の範囲内で組織される会議に参加する職務を受けることができる。

三 イタリア及び外国における憲法裁判所の代表団の一員となることができる。

四 現職の裁判官が参加できない場合に憲法裁判所を代表する職務を受けることができる。

五 憲法裁判所の判例に関する研究を行い又は裁判外の活動に関するその他の職務を行う職務を受けることができる。

- ② 名誉裁判官はさらに、
- 一 憲法裁判所が組織するセミナーに参加する。
 - 二 図書室の充実について協働する。[1]
- ③ 名誉裁判官は、裁判官専用の憲法裁判所図書室を利用し、その家族（この家族が健康保険に加入している場合を含む。）のためであっても、コンスルタ宮殿内の診療所を利用する権利を有する。名誉裁判官はさらに、関連する管理規則が定める限度内で、現職の裁判官が利用しうるその他の役務を利用することができる。

[1] 第1項及び第2項は、1997年12月16日の決定で追加され、その後、2007年12月13日の決定で改正された。

第2章 長官、理事部及び委員会の権限

第22条〔長官の権限〕 長官は、憲法裁判所を代表し、これを招集し、その会議を主宰し、委員会の活動を統轄し、法律及び規則が長官に付与するその他の権限を行使する。

第22条の2〔副長官〕 [1] 長官が1953年3月11日法律第87号第6条第5項に従って指名した裁判官は、副長官の肩書を受ける。

[1] 本条は、1971年12月10日の決定で追加された。

第23条〔長官及び副長官の欠缺〕 [1] 長官及び副長官が欠けた場合は、最も先任の裁判官が憲法裁判所を主宰し、憲法裁判所は、長官の提案に基づき、この裁判官に副長官の肩書を授与することができる。

[1] 本条は、1996年5月16日の決定でこのように改正された。

第24条〔副長官等の地位〕 [1] 副長官並びに公の儀式において長官及び副長官を代理するよう長官が指定した裁判官には、長官の地位に伴うすべての効果が帰属する。

[1] 本条は、1971年12月10日の決定でこのように改正された。

第25条〔理事部〕 [1] ① 理事部は、長官又は事故のあるとき若しくは委任があるときは1953年3月11日法律第87号第6条に従って指名された副長官、及び憲法裁判所が抽選で指名した2人の裁判官で組織する。この抽選には、長官及び副長官のほか、前回の抽選で理事部構成員となった者（臨時の理事裁判官を除く。）は、加わることができない。

二
九

② 理事部は、いずれかの裁判官に事故のある場合は、憲法裁判所が抽選で指名する臨時の理事裁判官を補充する。

③ 抽選で指名される構成員の任期は、3年とする。

④ 1人又は複数の構成員が任期を終了したときは、その後任を選出する。

⑤ 事務総長は、投票権をもたずに理事部の会議に出席し、その議事録を作成する。

⑥ 理事部は、諮問投票によって、問題ごとに、権限ある委員会の委員長又は特命事項を委ねられた裁判官に出席するよう求めることができる。

- ⑦ 理事部の一員ではない裁判官はすべて、議決権なしに会議に出席することができる。
- ⑧ 議事日程は、すべての憲法裁判所裁判官に通知しなければならない。
- ⑨ 長官は、裁判官が会議の議事録を受領してから5日以内に請求するときは、理事部が議決した措置を憲法裁判所の審議に委ねる。
- ⑩ 審議の請求がなされることなく前項に定める期間が経過したときは、その措置は、執行することができる。緊急の場合には、理事部は、即時の執行を議決することができる。
- ⑪ 理事部の議決及び第9項に従ってなされた憲法裁判所の議決は、事務総長に寄託する。
 - [1] 本条は、度々改正された。現行の規定は、2009年7月14日の決定で採択された改正によるものである。

第26条【理事部の権限】 [1] ① 理事部は、次の職権を有する。

- 一 憲法裁判所の承認のために提出されるべき、予算及び決算並びに財政上及び行政上の一般方針を審議し、提案すること。
- 二 憲法裁判所が決定した方針に従い、財政上及び行政上の管理を指示すること。
- 三 会計規則が定める場合に、執行中の予算に示された項に関し、予算の項の間で金額を移用すること、及び予見しがたい費用のために予備費から支出すること。
- 四 憲法裁判所の建物並びに関連する設備及び施設の修繕計画及び保守計画を承認すること。
- 五 憲法裁判所の役務及び職に就く責任者を任命し、職務を付与すること。
- 六 憲法裁判所の正規職員の空席の補充を行うことを議決し、公告を承認し及び審査委員会を任命すること。
- 七 役務及び職員に関する規則が定める職務を付与すること、並びに規則が定める場合に行政機関の職員の転任、派遣又は定員外配置を請求すること。
- 八 憲法裁判所に勤務する職員に対し、現行規範が定める憲法裁判所の活動と無関係な職務を帯びるのを許可すること。
- 九 憲法裁判所規則が明示的に理事部に付与するその他すべての重要な行為を議決すること。
- ② 理事部は、特定事項について、各裁判官に対し又は裁判官から成る委員会（外部専門家が参加する場合を含む。）に対し、予審的な任務を委ねることができる。理事部はさらに、諮問的な任務を有する技術的な性格の委員会を任命することができる。

[1] 本条は、2002年9月26日の決定でこのように改正された。

- 第27条【委員会】** [1] ① 考査及び規則委員会は、理事部の構成員ではない裁判官の中から抽選で選ばれた3人の裁判官で構成し、最も先任の者がこれを主宰する。
- ② 図書委員会は、理事部の構成員並びに考査及び規則委員会の委員ではない裁判官の中から抽選で選ばれた3人の裁判官で構成し、最も先任の者がこれを主宰する。
 - ③ これらの2つの委員会の委員の任期は、3年とする。
 - ④ 1人又は複数の委員が任期を終了したときは、抽選でその後任を選出する。
 - ⑤ 考査及び規則委員会並びに図書委員会の委員の抽選は、理事部が組織された後、上記

の順で行う。この抽選には、前回の抽選で当該委員会の委員となった裁判官は、加わる
ことができない。

- ⑥ いかなる裁判官も、本条が規律する機関の構成員を兼ねることはできない。
- ⑦ 抽選で選出された裁判官が辞退したときは、新たに抽選を行う。
- ⑧ 事務長は、各事項について権限を有する局長が務める。

[1] 本条は、度々改正された。現行の規定は、2006年6月22日の決定で採択された改正によるものである。

第28条〔考査及び規則委員会〕 考査及び規則委員会は、考査局を指揮し、規則の適用を監
守し、必要があればその改正を提案し、憲法裁判所又は理事部から求められた手続上又
は行政上の規則の草案を作成し、行政上の規則の解釈問題に関して意見を述べ、「憲法裁
判所公式判例集」の刊行を監督し、憲法裁判所活動報告書を定期的に編集する。

第29条〔図書委員会〕 [1] 図書委員会は、図書室及び歴史資料の管理を監督し、関連する
規則の案を準備する。

[1] 本条は、2002年9月26日の決定でこのように改正された。

第29条の2〔憲法裁判所の行政機関〕 [1] ① 憲法裁判所の行政機関は、事務総長、事務
次長並びに第31条に従って承認された規範による役務及び職で組織し、憲法裁判所、理
事部又は長官に留保されていないすべての行政上及び管理上の行為を行う。

② 事務総長は、理事部の事前の許可を受けて、自らに属する特定の行政上の任務を、そ
の任務について責任を負う役務及び職にある者に委任することができる。

[1] 本条は、2002年9月26日の決定で追加された。

第3章 最終規定

第30条〔規則等の議決と公布〕 合憲性の裁判及び権限争議に関する規範、憲法裁判所にお
ける刑事手続に関する規範並びに憲法裁判所の職員の訴えに関する専属的裁判に係る規
範は、憲法裁判所が議決し、共和国官報に公布する。

第31条〔行政上の規則〕 部局の組織、憲法裁判所の職員の法的地位及び経済的地位に関
する規範及び関連する組織上の基準並びにその他すべての行政上の規則は、理事部の提案
に基づき、権限ある委員会の意見を聴取して、憲法裁判所が承認する。

第32条〔施行〕 この規則は、1958年4月22日に憲法裁判所が承認し、1958年5月3日の官
報第107号特別版に公布された規則に代わるものであり、公布後15日目から施行する。

3-2. 2008年10月7日憲法裁判所決定「憲法裁判所における裁判に関する補充規範」(官報2008年11月7日第261号)

第1章 裁判の進行中における合憲性の問題

(送達された決定の送付)

第1条1. 事件が係属している単独の裁判官又は合議体の裁判官が合憲性の裁判を促す決定は、一件書類並びに1953年3月11日法律第87号第23条に定める送達及び通知の証明とともに、憲法裁判所に送付しなければならない。

(決定の公示及び登録)

第2条1. 憲法裁判所長官は、書記局規則に従って書記官が行った認証に基づき、決定及び送達の適法性を確認し、この決定を共和国官報に公示させ、必要な場合には州公報に公示させる。

2. 長官はさらに、前項に定める方法で、1953年3月11日法律第87号第23条に従って両議院の議長への通知がなされたことを確認する。

3. 同法第23条に定める決定が憲法裁判所に届いたときは、書記官は、送達の日付並びに共和国官報への公示の日付及び関係する州の公報への公示の日付を該当欄に記載して、この決定を一般登録簿に登録する。

(当事者の構成)

第3条1. 憲法裁判所における裁判の当事者の構成は、決定が官報に公示されてから20日以内に、住所を記した特別代理委任状及び包括的な準備書面を書記局に寄託することによって行う。代理委任状は、当事者が署名し、弁護人が自筆で認証して、主張準備書面の原本の下欄又は余白に付け加えることができる。同一の期間内に、合憲性の裁判に関する新たな書面を提出することができる。

(裁判への参加)

第4条1. 内閣総理大臣の裁判への参加は、国事弁護士又はその代理人が署名した包括的な主張準備書面を寄託することによって行う。

2. 州知事は、包括的な主張準備書面に加えて、第3条に従って発行された、住所を記した特別委任状を寄託して参加する。

3. 他の者が参加するときは、前項に定める方法で行わなければならない。ただし、参加の可否について憲法裁判所が裁判する権限は、損なわれない。

4. 前各項に定める参加文書は、裁判の開始文書が官報に公示されてから20日以内に寄託しなければならない。

5. 書記官は、当事者を構成する者に参加を通知する。

(送達及び通知)

第5条1. 書記官が行う送達は、憲法裁判所の職員であって長官の許可を得たものが行う。

2. 通知は、書記官が、受領証と引き換えに名宛人に書状を配達し若しくはローマに選定

された住所に到着返信付き書留郵便を送り、又は、当事者が請求するときは、電算化文書の送信に関する規範を遵守しつつ、当事者が示した宛先にファックス又は電子郵便を送付して行う。

(訴訟文書の寄託)

第6条 1. 合憲性の裁判に関する各当事者の文書及び資料は、通常用紙で当事者の数だけの部数を書記局に寄託しなければならない。

2. 書記官は、当事者の数だけの部数が揃っておらず、明確で判読可能な文字で書かれていなければ、合憲性の裁判に関する文書及び資料を受取することができない。

(予審及び報告担当裁判官の任命)

第7条 1. 第3条に定める期間が経過したときは、長官は、1人又は複数の予審及び報告担当裁判官を任命し、書記官は直ちに、寄託の日付を注記して事件の關係書類を予審及び報告担当裁判官に送付する。

2. 報告担当裁判官の提案に基づき長官がとった措置によって報告担当裁判官が入手した記録は、書記局に寄託する。

3. 書記局は、第8条第2項に定める期間内に、当事者を構成する者に対し寄託を通知する。

(憲法裁判所の口頭弁論の招集)

第8条 1. 長官は、命令で口頭弁論の期日を指定し、憲法裁判所を招集する。

2. 長官のこの命令は、口頭弁論の指定期日の少なくとも30日前までに、当事者を構成する者に対し書記官がその写しを通知する。

(憲法裁判所の評議の招集)

第9条 1. 裁判においていかなる当事者も構成されないときは、長官は、命令で憲法裁判所の評議を招集することができる。

2. 長官は、予審担当裁判官の意見を聴取して、その訴えが、明白に理由がない場合、明白に不適法な場合、問題の提起が取り下げられた場合又は移送した裁判官に一件書類が返却された場合に当たりうると認められるときは、同様に憲法裁判所の評議を招集することができる。

3. 書記官は、憲法裁判所の評議のために指定された期日の30日前までに、当事者を構成する者に対し長官の命令を通知する。各当事者は、第10条に定める覚書によって、当該事件が口頭弁論で審理されるべき理由を説明することができる。

4. 憲法裁判所は、当該事案が評議で裁判することができないと認めるときは、これを口頭弁論で審理する。

(覚書の寄託)

第10条 1. 説明のための覚書は、口頭弁論又は評議の20日前までに、当事者の数だけの部数を憲法裁判所の書記局に寄託することができる。

2. 前項に定める期間を過ぎて寄託がなされた場合は、書記官は、第11条に定める送付の前に当該文書に関する事情を注記する。

(裁判官への一件書類の送付)

第11条 1. 書記官は、口頭弁論又は評議の少なくとも10日前までに憲法裁判所における裁判を開始させた文書及びその他すべての訴訟文書を、すべての裁判官に送付する。

(証拠)

第12条 1. 憲法裁判所は、命令により適当と認める証拠を入手し、その証拠調べのために遵守されるべき期間と方法を定める。

(証拠調べ)

第13条 1. 証拠調べは、予審担当裁判官が書記官の補助を受けて行い、書記官は、調書を作成する。

2. 書記官は、証拠調べの指定期日の10日前までに、当事者に通告する。

3. 証拠調べの費用は、憲法裁判所の予算で負担する。

(予審の終結と憲法裁判所の再招集)

第14条 1. 証拠調べの終了後、関連文書は書記局に寄託する。

2. 書記官は、新たな口頭弁論又は評議の指定期日の少なくとも30日前までに、当事者を構成する者に対し、寄託を通知する。

(手続の併合)

第15条 1. 長官は、職権で又は当事者の請求に基づいて、2以上の事件を同一の口頭弁論又は同一の評議に付し、連結して審理することができる。

2. 口頭弁論又は評議による審理の後、憲法裁判所は、これらの事件を単一の裁判に併合すべきか否かを議決する。

3. 長官は、適当と認めるときは、ある事件を関連する他の事件又は類似の問題解決を伴う他の事件と連結して取り扱うため、その事件を別の口頭弁論又は評議に割り振ることができる。

(口頭弁論)

第16条 1. 報告担当裁判官は、口頭弁論において、事件の問題点を簡潔に述べる。

2. 報告の後、当事者の弁護人は、自己の主張の理由を簡潔に述べる。

3. 長官は、審理を整理し、論点を示し、審理がなされるべき時間を定めることができる。

4. 1953年3月11日法律第87号第15条、第16条及び第17条に加えて、民事訴訟法典第128条第2項及び第129条を適用する。

(決定及び判決の評決)

第17条 1. 決定及び判決は、評議において、明確な形で示された投票によって評決する。評決には、事件の審理の終結まですべての口頭弁論に出席した裁判官が参加しなければならない。

2. 報告の後、長官は、審理を指揮し、問題点を表決に付す。

3. 報告担当裁判官が最初に投票し、次に他の裁判官が新任の者から投票し、長官は最後に投票する。投票が同数の場合、長官の決するところによる。

4. 表決の後、判決及び決定の起案は、報告担当裁判官がこれができないという理由又は

その他の理由で長官が他の裁判官に委ねた場合を除き、報告担当裁判官に委ねる。

5. 裁判の日付は、第3項に定める承認の日付とする。
6. 決定及び判決は、合議体が評議によってその裁判書を承認し、長官及び起案担当裁判官が署名する。

(訴訟の停止・中断・消滅)

第18条 1. 主たる訴訟の停止、中断及び消滅は、憲法裁判所における裁判に対して効力を生じない。

第2章 主要問題型審査における合憲性の問題

(合憲性の問題を促す訴え)

第19条 1. 1953年3月11日法律第87号第31条、第32条及び第33条に定める場合には、合憲性の問題を促す訴えは、どの憲法規範に対する違反が認められるかを示し、これに関連する批判点を説明しなければならない。上記の訴えは、同法に定める送達がなされた後、文書及び資料とともに憲法裁判所書記局に寄託しなければならない。裁判において州が当事者を構成するためには、さらに、住所を記した特別代理委任状を寄託することを必要とする。

2. 前項に定める規定は、1972年8月31日共和国大統領令第670号に定めるトレンティーノ・アルト・アディジェ州特別憲章第56条、第97条及び第98条が定める訴え並びに憲法第123条第2項に従って州憲章を可決する州法律に関する合憲性の問題を促す訴え及び特別憲章を有する州の各憲章上の憲章的法律に関する合憲性の問題を促す訴えにも適用する。
3. 被告は、訴えの寄託について定める期間が経過してから30日の上訴消滅期間内に、その結論及び説明を含む覚書を書記局に寄託することで、当事者を構成することができる。

(公示)

第20条 1. 長官は、書記局規則に従って書記官が行った認証に基づき、文書及び送達の適法性を確認し、書記官が日付順に登録簿に訴えを記載した後、この訴えを共和国官報に公示させ、州又は自治県の行為が問題となっているときはそれぞれの公報に公示させる。

(執行停止の請求)

第21条 1. 1953年3月11日法律第87号第35条に従って執行停止の請求がなされた場合、長官は、措置をとる緊急性を認めるときは、報告担当裁判官の意見を聴取して、憲法裁判所の評議を招集する。長官は、この措置によって、当事者の代理人の尋問及び適当と認める調査を許可することができる。書記官は、直ちに、評議の期日が指定されたこと及び尋問があるときは尋問が許可されたことを当事者に通知する。

(手続の分離と併合)

第22条 1. 長官は、一の訴えによって提起された問題であって同質的でないものを分離することができ、類似の問題が他の訴えによって提起されているときは、同一の口頭弁論

で審理させ又は同一の評議に付すことができる。長官は、裁判が類似の問題解決に服する事件が存在するときは、同様に扱うことができる。

(訴えの手続規範)

第23条 1. 本章で規律される裁判において、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条第2項、第9条第3項、第9条第4項及び第10条から第17条までは、適用する。訴えの取り下げは、当事者を構成するすべての者が同意するときは、訴訟を消滅させる。

第3章 権限争議

(国の諸権力の間権限争議の訴え)

第24条 1. 1953年3月11日法律第87号第37条に定める訴えは、紛争の事由を表し、当該事項を規律する憲法規範を示さなければならない。この訴えは、署名を付し、憲法裁判所書記局に寄託しなければならない。書記官はこれを日付順に登録する。

2. 長官は、寄託がなされた後、同法第37条第3項の目的で評議を招集する。
3. 適法と宣言された訴えは、同法第37条第4項に従ってなされた送達の証明とともに、最後の送達から30日以内に憲法裁判所書記局に寄託する。
4. 前項に定める期間が経過してから20日以内に、裁判の構成を行う。これ以降の手続上の行為には、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条第2項、第9条第3項及び第9条第4項並びに第10条から第17条までを適用する。
5. 裁判における代理及び弁護に関しては、1953年3月11日法律第87号第37条第6項の規定を準用する。
6. 訴えの取り下げは、当事者を構成するすべての者が同意するときは、訴訟を消滅させる。

(国と州との間及び州と州との間の権限争議の訴え)

第25条 1. 1953年3月11日法律第87号第39条及び第42条に定める訴えは、内閣総理大臣が訴えを提起した場合を除き、内閣総理大臣に送達しなければならない。

2. この訴えはさらに、政府及びその機関以外の機関が問題となっているときは、行為を行った機関に送達しなければならない。
3. この訴えは、最後の送達から20日以内に、必要な場合には特別代理委任状とともに、憲法裁判所書記局に寄託する。
4. 前項に定める期間が経過してから20日以内に、裁判の構成を行う。これ以降の手続上の行為には、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条第2項、第9条第3項及び第9条第4項並びに第10条から第17条までを適用する。
5. 訴えの取り下げは、当事者を構成するすべての者が同意するときは、訴訟を消滅させる。

(執行停止決定)

第26条 1. 1953年3月11日法律第87号第40条に定める、行為の執行停止は、いつでも請求

することができる。

2. 長官は、措置をとる緊急性を認めるときは、報告担当裁判官の意見を聴取して、憲法裁判所の評議を招集する。長官は、この措置によって、当事者の代理人の尋問及び適当と認める調査を許可することができる。書記官は、直ちに、評議の期日が指定されたこと及び尋問があるときは尋問が許可されたことを当事者に通知する。
3. 当事者は、資料及び覚書を提出することができる。
4. この請求は、口頭弁論においても提出することができる。

(公示)

- 第27条** 1. 本章に定める訴えは、共和国官報及び州又は自治県の行為が問題となっているときはそれぞれの公報に公示する。
2. 第24条に定める訴えは、その適法性について裁判した決定とともに公示する。

第4章 最終規定

(訴えの寄託)

- 第28条** 1. 第19条、第24条及び第25条に定める訴えの寄託に限り、郵便を利用して行うことができる。
2. この場合、寄託に係る期間の遵守の目的では、郵便を送付した日が効力を有する。

(裁判官の回避及び忌避)

- 第29条** 1. この補充規範に定める裁判においては、裁判官の回避事由及び忌避事由は、適用しない。

(裁判費用)

- 第30条** 1. 憲法裁判所における裁判においては、費用の負担を言い渡さない。

(判決及び決定の公示)

- 第31条** 1. 憲法裁判所のすべての裁判は、共和国官報に全文を公示する。
2. 憲法裁判所の裁判が州又は県の法律を対象としているときは、長官はさらに、これをそれぞれの公報に公示する。

(判決及び決定の脱漏又は重大な誤りの更正)

- 第32条** 1. 憲法裁判所は、職権においても、当事者を構成する者の意見を事前に聴取して、評議により、決定の形式で、判決及び決定の脱漏又は重大な誤りを更正する。
2. 更正決定は、更正される判決又は決定の原本に添付する。
3. 法律又は法律の効力を有する行為の違憲性を宣言する判決が問題となるときは、更正決定には、1953年3月11日法律第87号第30条第1項及び第2項の規範を適用する。

(憲法裁判所公式判例集)

- 第33条** 1. 憲法裁判所の判決及び決定は、年次別に番号を付し、憲法裁判所が指名する裁判官の監修の下に、定期的に、省略することなく、「憲法裁判所公式判例集」に掲載する。

(この補充規範の施行)

第34条 1. この補充規範は、共和国官報への公示から30日後に施行し、その日以降に憲法裁判所書記局に開始文書が寄託される裁判に適用する。

* 本稿は、平成24年度科学研究費助成事業・基盤研究(C)「ヨーロッパ型憲法裁判所の制度的基盤とその現代的変容」(課題番号：24530023)の研究成果の一部である。